

3 がんの在宅療養・緩和ケアの充実

4.6億円(2.4億円)

(1) 在宅緩和ケア対策の推進

2.1億円

在宅療養患者とその家族の生活の質(QOL)の向上を目指し、在宅における緩和ケアを希望する患者等に対する総合的な相談・支援を行う在宅緩和ケア支援センターを新たに設置するとともに、医療従事者の研修や在宅ホスピスケア推進のためのアドバイザー派遣や普及啓発を実施する。

(2) 緩和ケアの質の向上及び医療用麻薬の適正使用の推進(新規)

2.5億円

患者本人の意向を十分尊重した上で、がんの治療方法等の選択を可能とするとともに、がん患者の状況に応じて疼痛などの緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにするため、医師向けのマニュアルの作成や研修を実施するほか、一般国民を対象にがんに関する緩和ケアについての正しい知識の普及を行う。

また、医療用麻薬の適正な使用を一層推進するための講習会の開催及びマニュアルを作成するための検討会を設置する。

4 がんに関する研究の推進及び医療技術の開発振興

87億円(83億円)

がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究の成果を普及、活用する。

第3 公正かつ多様な働き方の実現と働く人たちの安全の確保

少子高齢化の進展に伴い労働力人口の減少が見込まれる中で、我が国の経済社会の活力を維持するため、就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加に対応し、安心・納得した上で多様な働き方を実現できる労働環境を整備するための労働契約法制の検討を進めるとともに、過重労働による労働者の健康障害防止やメンタルヘルス対策の推進、非正規労働者の均衡ある処遇、正社員化や能力開発の推進、男女雇用機会均等の推進など、公正かつ多様な働き方の実現と働く人たちの安心・安全の確保を図る。

1 公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備

29億円（11億円）

(1) 安心・納得した上で多様な働き方を実現できる労働環境を整備するための労働契約法制の整備（新規） 23百万円

働き方の多様化・個別化の進行に対応して、どのような働き方を希望しても安心・納得して働くことができるよう、労働契約のルールの整備を行う。

(2) パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進 8.6億円

○ 均衡ある処遇や能力開発の推進のための事業主への支援の充実

8.1億円

中小企業事業主団体を通じ、事業主がパートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発を推進するための支援を充実するとともに、関係審議会の検討結果を踏まえ、パートタイム労働者と正社員との均衡確保対策を強化する。

○ 短時間正社員制度の導入促進

50百万円

業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な処遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度の普及を図る。

(3) 非正規労働者の正社員化の機会拡大（新規）

11億円

○ ハローワークにおける正社員就職増大対策の推進

11億円

正社員雇用のメリット等の周知により正社員求人への提出を促すとともに、求職者に対する企業説明会、面接会の実施等によるマッチング機能の強化、就職後の職場定着を支援する。

- 正社員転換のための非正規労働者に対する企業内職業能力開発の促進（新規） 7百万円
非正規労働者から正規労働者への転換のための教育訓練を行う等企業内で非正規労働者の職業能力の開発・向上を図る事業主に対する助成措置を拡充する。

- 派遣労働者等に係る能力開発・キャリア形成の仕組みの整備（新規） 34百万円
能力開発機会において正社員との格差が見られる派遣労働者・請負労働者について、主要な業務分野ごとに能力開発、能力評価のための望ましいモデルやキャリア形成支援計画を策定し、その普及啓発を図る。

- (4) 職場における男女雇用機会均等の推進 2.2億円
改正男女雇用機会均等法の的確な履行確保のための指導を行うとともに、間接差別の禁止などの改正内容について周知徹底する。

- (5) 製造業の請負事業の適正化及び雇用管理の改善の推進（新規） 23百万円
製造業の請負事業の適正化及び雇用管理の改善を図るためのガイドライン及びチェックシートを請負事業主、発注者に対し周知するとともに、請負事業適正化・雇用管理改善のための行動計画の策定を支援するためのモデル事業を実施する。

2 安全・安心な職場づくり	160億円(196億円)
----------------------	---------------------

- (1) 職場におけるメンタルヘルス・過重労働対策の充実 28億円
 - 事業場におけるメンタルヘルス対策への支援 2.5億円
心の健康問題により休業等をした労働者が円滑に職場復帰又は雇用継続できるよう医師等専門家を派遣するなど、事業場に対する支援を充実する。
 - メンタルヘルス相談実施体制の整備 2億円
地域産業保健センターにおいて行う労働者及びその家族を対象としたセミナーや相談会を充実する。また、産業医に対するメンタルヘルスに関する対応方法についての研修を充実する。
 - 過重労働による健康障害防止対策の充実 23億円
過重労働解消キャンペーン月間の設定、事業主が留意すべき事項をまとめた手引きの普及・啓発等により、過重労働に関する相談への対応を充実する。

- (2) 危険性・有害性等の調査の普及促進等 5.6億円
 改正労働安全衛生法において努力義務とされた危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）の普及を促進するため、製造業の中小規模事業場、第三次産業、プレス機械等危険な機械の製造事業場を重点に、具体的な実施方法を示したマニュアルの作成、人材養成等の支援を行う。
- (3) アスベスト対策の着実な実施 7.6億円
 ○ 健康管理手帳の交付要件の見直し
 健康管理手帳の交付要件の見直しを含め、石綿作業離職者の健康管理の充実を図る。
- (4) 労災かくし対策の推進 8.2百万円
 労災保険給付請求の勧奨を強化するとともに建設業関係者による協議会を開催する等、労災かくしの排除に向けた啓発指導の強化を図る。
- (5) 総合的な個別労働紛争対策の推進 1.4億円
 増加する個別労働紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るための紛争解決制度を着実に推進する。

3 労働保険制度の見直し

行政改革推進法を踏まえ、また、安定した制度運営を確保し、直面する諸課題に対応するため、雇用保険制度について、国庫負担、保険料率、雇用保険三事業、給付等の在り方を見直し、所要の改正を行う。また、労災保険制度についても、労働福祉事業の在り方を見直し、所要の改正を行う。

○ 雇用保険国庫負担金

高年齢雇用継続給付に係る国庫負担を廃止するとともに、当分の間、失業等給付に係る国庫負担を本来の負担額の55%に引き下げる。

○ 失業等給付に係る保険料率

弾力条項による変更幅を $\pm 2/1000$ から $\pm 4/1000$ とし、平成19年度から $4/1000$ 引き下げる形（ $16/1000 \rightarrow 12/1000$ ）で発動する。

第4 経済社会の活力の向上と地域の活性化に向けた 雇用・能力開発対策の推進

雇用情勢が改善する中で、雇用情勢が特に厳しい地域と雇用創造に向けた意欲が高い市町村等の地域による取組に対する支援に重点化するとともに、企業の人材確保を支援するためにハローワークにおける求人充足サービスを拡充・強化する。

また、人口減少社会が到来する中、経済社会の活力の向上に向けた人財立国の実現を目指し、現場の戦力となる若者の育成をはじめ職業生活を通じた能力開発を推進するとともに、「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」を契機として、ものづくりに対する若者の就業意欲の喚起及び重要性に対する国民の理解の増進を図る。

1 経済社会の活力の向上に向けた人財立国の実現

406億円（540億円）

(1) 職業生活を通じた能力開発の推進 44億円

○ キャリア・コンサルタントの資質向上等のキャリア形成支援の推進

37億円

キャリア・コンサルタントに対する実務研修や実践的助言・指導等の機会の拡大を図るとともに、能力評価試験の統一的実施や資格更新制度の在り方等について検討を行う。

○ 広範な職種を対象とした職業能力評価制度の整備 7.2億円

職業能力を評価する統一的な基準となる職業能力評価基準の職種の拡大等を図る。また、非正規労働者を含め、多様な労働者にも対応できるようeラーニングの導入等により職業能力習得支援制度を普及促進する。さらに、企業・業界団体のニーズを踏まえ技能検定職種の見直しを図る。

(2) ものづくり立国の推進 23億円

○ 産学協力による「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」を契機とした技能の振興（新規） 10億円

若者と障害者による2つの国際技能競技大会が我が国において史上初めて同時開催される「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」の成功と、本大会を契機として、ものづくりについての若者の就業意欲の喚起及び重要性に対する国民の理解の増進を図る。

○ ものづくりの魅力に対する理解の促進 8. 8億円
工場、職業能力開発施設等の開放を促進し、ものづくり体験の場を提供するとともに、高度熟練技能者を工業高校等へ派遣することにより、ものづくりに親しむ社会の形成を図る。

○ 中小企業等の技能の円滑な継承に対する支援の実施 4. 3億円
技能継承のための計画的な教育訓練に取り組む中小企業に対する助成や、技能継承に関する情報提供、相談援助等の強化を図る。

(3) 現場の戦力となる若者の育成 7. 8億円

○ 「実践型人材養成システム」の普及促進（新規） 3. 7億円
中小企業及び新規高卒者等に対し「実践型人材養成システム」（実習併用職業訓練）を普及・定着させるため、地域の事業主団体による先導的なモデル事業を実施し、その成果を全国に普及させるとともに、同システムに取り組む認定職業訓練施設や事業主等に対する支援措置を創設する。

○ 産学官の連携による「実務・教育連結型人材育成システム」の普及促進 7. 4億円
若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、企業実習と座学を連結させた教育訓練の受講を促進するための体験講習や、実習先企業の開拓等企業や民間教育訓練機関の導入を促進することにより、実務・教育連結型人材育成システムの社会的定着を図る。

2 地域の活性化に向けた雇用創出・人材確保の推進

259億円（316億円）

(1) 雇用の改善の動きが弱い地域における雇用創出等の推進（新規）

1. 7億円

地域雇用開発促進法を改正し、雇用情勢が特に厳しい地域と雇用創造に向けた意欲が高い市町村等の地域による取組に対する支援に重点化するとともに、雇用情勢が特に厳しい7道県については、より手厚い支援を行う。

(2) ハローワークにおける求人充足サービスの拡充・強化 1. 2億円

求人企業が必要な人材を確保できるようにするため未充足求人に対するフォローアップを着実に実施するほか、求職者に魅力のある求人条件の提案等のコンサルティングや労働市場情報（求人・求職バランスシート、賃金情報等）の提供サービスの充実を図る。

3 外国人労働者問題等への適切な対応

6億円（5.5億円）

- 外国人雇用状況報告制度の見直し 1. 6億円
規制改革・民間開放推進3か年計画を踏まえ、外国人雇用状況報告制度の内容拡充・義務化のためのシステムの創設、法的整備等の取組を行う。

- 研修・技能実習制度の適正化 4. 4億円
労働関係法令違反等の不適切な事案を防止するなどの制度の厳格な運用を行う観点から、研修生・技能実習生の受入れ機関等に対する巡回指導を強化する。

第5 新たなチャレンジを目指す若者等への支援

働く人一人一人が職業生活の各段階で再チャレンジができ、その能力や持ち味を十分発揮することが可能となる社会を実現するため、年長フリーター等に対する常用就職支援など、若者の人間力の強化と働く意欲の向上をはじめ、女性の意欲・能力を活かした再就職・起業の実現や障害者の職業的自立、リストラによる退職者の再就職など、様々な事情に応じた再チャレンジにきめ細かな支援を行う。

1 若者の人間力の強化と働く意欲の向上 310億円(323億円)

(1) フリーター25万人常用雇用化プランの推進 218億円

○ 年長フリーターに対する常用就職支援 40億円

・ 年長フリーターに対する「再チャレンジ機会拡大プラン」の実施(新規)

「ジョブクラブ(就職クラブ)」方式でセミナー、経験交流、グループワーク等を実施することによる常用就職の支援や、年長フリーターを正社員として雇用する企業に対する支援措置等により、年長フリーターの常用就職を支援する。

・ 「年長フリーター自立能力開発システム」の整備(新規)

年長フリーターの職業能力を判断するために企業実習を先行させる職業訓練システムの創設や、業界の求める採用条件に適応するための職業訓練コースを開発・実施する「年長フリーター自立能力開発システム」を整備する。

○ 就職意識の度合いに対応した効果的な常用就職支援 45億円

・ ヤングワークプラザにおけるフリーター就職支援の推進

希望職種が明確になっていないフリーターを対象に、「常用就職実現プラン」を策定し、同プランに基づき、個別の求人開拓や職業相談等計画的できめ細かな就職支援を実施する。

・ フリーター常用就職支援事業の推進

全国のハローワークにおいて、「フリーター常用就職サポーター(仮称)」等の担当制による一貫した就職支援を実施する。

・ ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施

若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)において、職場定着を促進するための支援を行うとともに、各地域のジョブカフェが相互に連携を図りつつ就職支援を行うなど、若者の状況に応じたきめ細かな支援を実施する。

・ フリーター等若者に対する農業就業支援

フリーター等若者に対し職業指導を通じて、農業で働くことについての意識の明確化を図るとともに、農業への就業を希望する者に対しては、情報提供や農業研修のあっせん等により農業への就業を支援する。

○ 実践的な能力開発の実施

133億円

・ 産学官の連携による「実務・教育連結型人材育成システム」の普及促進（再掲）

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、企業実習と座学を連結させた教育訓練の受講を促進するための体験講習や、実習先企業の開拓等企業や民間教育訓練機関の導入を促進することにより、実務・教育連結型人材育成システムの社会的定着を図る。

・ 若年者試行雇用事業の推進

フリーターや学卒未就職者等について、早期の常用雇用の実現を図るため、若年者試行雇用事業を推進する。

(2) フリーター・ニートをはじめとする若者の自立支援

26億円

○ 地域若者サポートステーションの拡充強化

9.6億円

ニート等の若者に対する地域の支援拠点としての地域若者サポートステーションについて、メンタル面でのサポートが必要な若者に対してきめ細かい相談を行えるよう、専門支援体制の強化を図るとともに、箇所数を拡充する。

25か所 → 50か所

○ 「若者自立塾」事業の推進

10億円

合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、若者に働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業を推進する。

25か所 → 30か所

○ 若者の自立支援に功績のある団体等に対する厚生労働大臣表彰等の支援（新規）

23百万円

若者が自立・チャレンジする機運を社会全体として高めるため、職業的自立の実現に顕著な功績が認められる企業、個人、団体に対し、厚生労働大臣表彰を行うとともに、表彰者等が意見交換を行うフォーラムを開催する。

(3) 学生から職業人への円滑な移行の支援 57億円

○ 高校生向け就職ガイダンスの実施 4.9億円

職業への理解促進、就職活動の仕方などに関する講習を行う「就職ガイダンス」について、常用就職者とフリーターとの賃金や生活面での格差の実態等フリーター化の防止に資する内容を盛り込むなどの内容の再編を図るとともに、就職希望者が多い学校の希望者にガイダンスが実施できるよう支援する。

○ 若者向けキャリア・コンサルティングの普及促進 40百万円

若者の職業キャリアの円滑な形成を促進するため、若者向けキャリア・コンサルタントに必要な能力要件についてニート等の自立も含めた課題にも対応できるよう見直しを行う。

(4) 現場の戦力となる若者の育成（再掲） 78億円

○ 「実践型人材養成システム」の普及促進（新規） 3.7億円

中小企業及び新規高卒者等に対し「実践型人材養成システム」（実習併用職業訓練）を普及・定着させるため、地域の事業主団体による先導的なモデル事業を実施し、その成果を全国に普及させるとともに、同システムに取り組む認定職業訓練施設や事業主等に対する支援措置を創設する。

○ 産学官の連携による「実務・教育連結型人材育成システム」の普及促進

7.4億円

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、企業実習と座学を連結させた教育訓練の受講を促進するための体験講習や、実習先企業の開拓等企業や民間教育訓練機関の導入を促進することにより、実務・教育連結型人材育成システムの社会的定着を図る。

(5) 複線型の応募機会の拡大に向けた取組の推進 5億円

複線型採用の導入や採用年齢の引き上げについての好事例の提供、経営トップへの働きかけ、法的整備等の取組を行うとともに、学生職業センター等における求人企業への働きかけにより、若者の応募機会の拡大に向けた取組を推進する。

2 女性の意欲・能力を活かした再就職・起業の実現

27億円(19億円)

(1) マザーズハローワークの機能強化とマザーズハローワークサービスの全国展開 20億円

マザーズハローワークにおいて、子育ての状況や職業上のブランクの長短等個々の事情に応じたきめ細かな職業相談・求人確保等を行うとともに、未設置県の主要なハローワークにおいても「マザーズサロン(仮称)」を設置して同様のサービスを展開し、子育てする女性等に対する就職支援の充実を図る。

(2) 再チャレンジ女性の企業における活躍の場の拡大 4.9億円

出産・育児で離職した女性が再就職に向けた計画的な取組を行えるよう相談・助言を充実するとともに、再チャレンジのモデルとなるような企業のノウハウの収集・提供やインターンシップ(再チャレンジ職場体験)の導入等を行い、企業による再チャレンジ女性の積極的活用を促進する。

(3) 女性の起業に対する支援の拡充 2.6億円

起業について総合的情報提供を行う専用サイトの運用を開始し、メンター(先輩の助言者)紹介サービスを拡充するとともに、子育てする女性が起業する場合、その要した費用の一部を助成する制度を活用した起業支援を推進する。

3 障害者の職業的自立に向けた就労支援の総合的推進

139億円(138億円)

(1) 雇用・福祉・教育の連携による就労支援の強化 23億円

○ 関係機関のチーム支援による福祉的就労から一般雇用への移行の促進(新規) 71百万円

ハローワークを中心に福祉等の関係者からなる「障害者就労支援チーム」による、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を全国展開する。また、障害者の就労サービスに係るワンストップ相談窓口を全国47のハローワークに開設する。

○ 障害者就業・生活支援センター事業の拡充 12億円

障害者に対する就業及び日常生活に係る相談、助言等を実施する「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を拡充する。

110か所 → 135か所

- 養護学校等の生徒とその親の一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進 5.5 百万円

養護学校等と連携し、生徒及びその親を対象に、一般雇用や雇用支援策への理解の促進を図るセミナー、事業所見学会、職場実習のための面接会を実施し、養護学校等の生徒の就職促進を図る。

(2) 障害の特性に応じた支援策の充実・強化 2. 2 億円

- 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施（新規） 8.9 百万円

ハローワークにおいて、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向け専門支援を希望しない者については、きめ細かな就職支援を実施する。

- 発達障害者の就労支援者育成事業の拡充 1.3 百万円

発達障害者支援センターにおいて、医療・保健福祉・教育等関係機関の発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習等を拡充して実施するとともに、新たに、発達障害者と支援者による体験交流会を開催する。

- 医療機関等との連携による精神障害者の就労支援の実施（新規） 4.7 百万円

ハローワークが医療機関等と連携して就職活動のノウハウ等を付与するジョブガイダンスを実施するとともに、医療から雇用への移行を促す就労支援モデルを新たに構築することにより精神障害者の就労を支援する。

(3) 中小企業による雇用促進の取組への支援 4.4 百万円

- 中小企業団体による障害者雇用の啓発・推進のためのモデル事業の実施（新規） 4.4 百万円

中小企業団体に委託して、障害者雇用に関する啓発セミナー、雇用管理改善等のためのワークショップの開催、雇用好事例集の作成、相談窓口の設置等を行う。

(4) 障害者に対する職業能力開発の推進 5.9 億円

- 一般校を含めた公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進 4.3 億円

障害者能力開発校における職業訓練に加え、一般の職業能力開発校において、知的障害者等を対象とした専門訓練を行うとともに発達障害者に対する職業訓練をモデル的に実施する。

- 地域の障害者支援機関を活用した実践的職業訓練の推進 15億円
障害者の態様に応じた委託訓練を拡充するとともに、障害者の就労を支援する地域の社会福祉法人等が委託先企業を開拓するモデル事業を実施する。

- 障害者職業能力開発プロモート事業の拡充 55百万円
政令指定都市において、公共職業能力開発施設と福祉施設、養護学校等の関係機関との連携体制を確立することにより、教育・福祉から職業訓練への移行を円滑にする仕組みを形成する事業を拡充する。

3か所 → 6か所

4 困難な状況を克服し、再就職を目指す人たちへの支援の実施

159億円（91億円）

- (1) リストラ等による退職者の就職支援 32億円

- 再チャレンジプランナーの配置による計画的な求職活動支援 31億円
ハローワークに「再チャレンジプランナー」を配置し、自ら再就職の実現に向けた計画の策定が可能な者に対しては、計画策定の助言等を行い、それが困難な者に対しては、キャリアの自己点検、能力再開発、求職活動のノウハウの付与等の総合的な支援計画を策定するとともに、必要な支援への誘導等を行うことにより、計画的な求職活動を支援する。

- 民間事業者を活用した中高年不安定就労者の再チャレンジ支援（新規） 1億円

リストラによるショック等から精神的な悩みや不安を抱えたまま不安定就労を繰り返す中高年齢者等に対し、メンタル面や生活面の支援、就職後の職場適応・定着指導等の支援を、民間事業者に委託して実施する。

- (2) 早期再就職の緊要度の高い求職者に対する専任の支援員による一貫した就職支援 33億円

早期再就職の緊要度が高い求職者に対し、専任の支援員による一貫した就職支援を行うなど求職者の個々の状況に応じたきめ細かな就職支援を行う。

- (3) 病気等のブランクを克服できる人事制度の柔軟化（新規） 14百万円

病気等で長期のブランクがあっても、元の職場で再び活躍、評価され、又は、他の職場に再チャレンジできるよう、調査等を実施し、その結果を踏まえ企業への働きかけを行う。

(4) 生活保護や児童扶養手当を受給する者に対する就労支援の推進

23億円

生活保護や児童扶養手当を受給する者の自立支援プログラムの一環として、ハローワークと福祉事務所とが連携して就労支援を推進する。

(5) 刑務所出所者等に対する就労支援の推進

1.7億円

法務省との連携の下、刑務所出所者等に対し、職業相談、職業紹介、求人開拓等を行うとともに、更生保護法人に委託して試行雇用奨励金の支給や職場体験講習を実施する等の就労支援を推進する。

(6) 「70歳まで働ける企業」の普及促進（新規）

22億円

○ 「70歳まで働ける企業」推進プロジェクトの実施

8.6億円

「70歳まで働ける企業」の普及促進を図るため先進事例の収集・情報提供や人事処遇制度の見直しに対するアドバイス等を実施するとともに、事業主団体等による70歳までの高年齢者の一層の雇用に向けた取組等を支援する。

○ 「70歳まで働ける企業」に向けた定年引き上げ等の取組の促進

14億円

65歳以上への定年の引き上げ等の導入を促進するため、これを実施した中小企業に対して支援を行うとともに、70歳以上への定年引き上げ等を実施した場合には、さらなる支援を行う。

(7) 地域の労使による就職支援事業の推進

43億円

就職困難者の雇用拡大を図るため、地域の労使の連携による試行雇用求人の開拓への支援を行うとともに、就職困難者が就労しやすいように就業規則等を変更し、試行雇用から常用雇用への受入れを行った事業主に対する助成制度を創設する。